

熊谷市公民館の区域及び施設の対応表（2025（令和7）年4月～）

○広域館 2館

名称	主な区域 (利用者がお住いの区域)	(使用料減免基準が適用されて) 利用できる施設
中央公民館	熊谷市全域	市民ホール（中央公民館）、妻沼中央公民館
妻沼中央公民館		

○地域館 7館

名称	区域の 表示方法	主な区域 (利用者がお住いの区域)	(使用料減免基準が適用されて) 利用できる施設
第1 中央 公民館	校区	熊谷東、熊谷西、桜木の3つの小学校の通学区域全体	熊谷東公民館、桜木公民館、 肥塚公民館、 市民ホール（箱田・宮町・本 町公民館）
	町字	本町1・2丁目、仲町、星川1・2丁目、鎌倉町、弥生1・2丁目、宮町1・2丁目、末広1～3丁目、筑波1～3丁目、銀座1～7丁目、箱田1～7丁目、桜木町1・2丁目、万平町1・2丁目、曙町1～5丁目、肥塚、肥塚1～4丁目、中西1～4丁目、中央1・2・4丁目の全部	
		末広4丁目、箱田、河原町2丁目、宮前町2丁目、上之、上川上、平戸、戸出、円光1丁目、円光2丁目、中央3丁目、中央5丁目の各一部	
第2 中央 公民館	校区	石原、熊谷南の2つの小学校の通学区域全体	大原公民館、上石公民館、 荒川公民館、 婦人児童館（石原公民館）
	町字	本石1・2丁目、石原1～3丁目、石原、月見町1・2丁目、赤城町1～3丁目、榎町、宮本町、伊勢町、見晴町、河原町1丁目、宮前町1丁目、大原1丁目、大原3丁目、大原4丁目、桜町1丁目、桜町2丁目の全部	
		河原町2丁目、宮前町2丁目、大原2丁目、円光1丁目、円光2丁目の各一部	
第3 中央 公民館	校区	大幡、中条、奈良の3つの小学校の通学区域全体	大幡公民館、中条農村セン ター（中条公民館）、 農業活性化センター【アグリ メイト】（奈良公民館）
	町字	柿沼、代、原島、新島、小曾根、上中条、今井、大塚、上奈良、中奈良、下奈良、四方寺、奈良新田の全部	
		大原2丁目の一部	
東部 公民館	校区	佐谷田、久下、成田星宮の3つの小学校の通学区域全体	久下公民館、佐谷田公民館、 成田公民館、星宮公民館、 太井分団車庫（太井公民館）
	町字	佐谷田、間屋町1～4丁目、久下、太井、新川、久下1～4丁目、池上、下川上の全部	
		末広4丁目、箱田、上之、上川上、平戸、戸出、中央3・5丁目の各一部	
西部 公民館	校区	大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀の6つの小学校の通学区域全体	玉井公民館、大麻生公民館、 別府公民館、三尻公民館、 籠原公民館、新堀公民館
	町字	玉井、久保島、新堀、高柳、玉井1～5丁目、玉井南1～3丁目、大麻生、小島、広瀬、川原明戸、武体、瀬南、東別府、西別府、下増田、別府1～5丁目、三ヶ尻、新堀新田、拾六間、御稜威ヶ原、美土里町1～3丁目、籠原南1～3丁目の全部	
南部 公民館	校区	吉岡、吉見、市田、江南南、江南北の5つの小学校の通学区域全体	江南公民館、吉岡公民館、 大里コミュニティセンター （大里公民館）
	町字	村岡、万吉、楊井、平塚新田、上恩田、中恩田、下恩田、手島、小泉、屈戸、津田新田、中曾根、吉所敷、沼黒、高本、津田、向谷、相上、玉作、箕輪、冑山、小八林、船木台1～5丁目、成沢、三本、上新田、押切、樋春、御正新田、江南中央1～3丁目、須賀広、野原、小江川、塩、板井、柴及び千代の全部	
北部 公民館	校区	長井、秦、妻沼、小島、妻沼西の5つの小学校の通学区域全体	妻沼公民館、太田公民館、 男沼公民館、小島公民館、 長井公民館、秦公民館
	町字	妻沼、弥藤吾、妻沼中央、妻沼東1～5丁目、男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼西1・2丁目、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江波、ハツロ、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、日向、弁財、大野及び俵瀬の全部	

（備考）「名称」、「主な区域」及び「利用できる施設」について

「名称」は市内部の公民館組織を指し、その組織が所管する区域が「主な区域」で、その区域内に複数の「利用できる施設」があります。例えば「西部公民館」という組織は、大麻生・玉井・別府・三尻・籠原・新堀の6つの小学校の通学区域全体に対応する「区域」を所管します。この区域内の利用者は、大麻生・玉井・別府・三尻・籠原・新堀の各公民館の施設を原則として同条件で利用できます。「西部公民館」という名称の施設（建物）があるわけではありません。再編後の7つの公民館は、市民・利用者の立場からは「公民館の区域の名称（ラベル）」と考えていただいた方が分かりやすいと思います。

なお、区域外の利用者も、使用料減免の対象にならないだけで、利用自体は可能です。